

公文書開示決定通知書

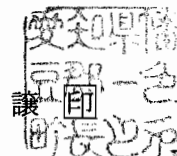
18色総発第 253 号

平成18年 6月 28 日

高浜市芳川町3-8-3

榊原 悟 志 様

一色町長 都 築



平成18年 6月15日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり決定しましたので、一色町情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	①平成17年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績(件数及び費用)を記した文書
決定の内容	①について…不開示 ②について…開示 ③について…不開示
部分開示・不開示とした理由	①については、平成15年4月1日制定以降、改正を行っておらず、該当する文書がないため ③については、請求実績がないため
開示の実施の方法	写しの送付
開示の実施に要する費用の額	写しの作成に要する費用 30円(現金)
開示の日時	<p style="text-align: center;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分</p> <p style="text-align: center;">午後</p> <p style="text-align: center;">(当日ご都合の悪い場合は、事前に担当課までご連絡ください)</p>
開示の場所 (担当部課等)	総務部 総務課 電話 0563-72-7111 内線 332

※1 この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、一色町を被告として提起することができます。ただし上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

3 公文書の開示の際には、この通知書が必要です。